

規 則

埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

在 学 保 証 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県立 高等学校長

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 護 者 氏 名 _____

生徒の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒及び保護者への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が身上の異動に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 証 人 氏 名 _____

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保護者は、入学願書に記入した者とする。
 - 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。
 - 4 保証人は、在学保証書に定める事項を遵守するものであり、民法（明治29年法律第89号）第446条第1項の保証人ではない。

様式第四を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 証 人 氏 名 _____

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保証人は、成年者であること。
3 保証人は、誓約書に定める事項を遵守するものであり、民法（明治29年法律第89号）第446条第1項の保証人ではない。

(埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「異動届」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 連帯保証人を変更したときは、前項の異動届のほか、改めて保証書を教育委員会に提出しなければならない。

様式第四号を次のように改める。

様式第4（第1条関係）

保 証 書

(宛先)

埼玉県教育委員会

収入印紙
貼り付け
箇所

修学奨励費借受人 住 所
氏 名

私は、上記の者が埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（以下「条例」という。）の規定により貸与を受ける修学奨励費に係る下記の返還等の債務については、本人と連帯して負担することを保証します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名
生年月日 年 月 日
住 所
電 話 番 号
勤 務 先
本人との関係

記

- 1 修学奨励費の額 月額1万4,000円
- 2 修学奨励費の貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 遅滞利息の額 修学奨励費の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、条例第10条の規定により、返還すべき額に年10.95%の割合を乗じて得た額

様式第六号を次のように改める

様式第 6 (第 8 条関係)

異 動 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

本 人 在学学校・学年 (貸与決定番号)

住 所

氏 名

法定代理人 住 所

氏 名

下記の事項に異動がありましたので、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程
生徒修学奨励費貸与条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

(本人・法定代理人・連帯保証人)

異 動 事 項	異 動 前	異 動 後
住 所		
電 話 番 号		
氏 名		
異 動 の 理 由		

注 1 法定代理人の欄は、生徒が未成年者の場合に記入すること。

2 本人・法定代理人・連帯保証人のいずれかを○で囲むこと。

3 該当する事項のみ記入すること。

4 異動事項を証明する書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和六年十二月一日から施行する。